
令和3年第2回川場村議会臨時会会議録第1号

令和3年5月13日（木曜日）

議事日程 第1号

令和3年5月13日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番・6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 議会運営委員の選任
- 日程第 6 議会広報特別委員の選任
- 日程第 7 議案第41号 工事請負契約の締結について（令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事）
- 日程第 8 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認について（令和3年度川場村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事の請負契約の変更）
- 日程第12 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番・6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の辞職
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議長の辞職
- 日程第 7 議長の選挙
- 日程第 8 常任委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員の選任

- 日程第10 議会広報特別委員の選任
- 日程第11 議案第41号 工事請負契約の締結について（令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事）
- 日程第12 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度川場村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事の請負契約の変更）
- 日程第16 字句等の整理委任について

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	今井忠君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君

事務局職員出席者

事務局長	栞原達也	書記	田中玲子
------	------	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（栞原達也君） ただいまから、令和3年第2回川場村議会臨時会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 臨時会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第2回川場村議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今臨時会の案件につきましては、議会の常任委員の選任等、工事請負契約の締結ほか1件及び専決処分の承認でございます。

慎重審議をお願いいたしますとともに、議事運営につきまして格別なるご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（栞原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第2回川場村議会臨時会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに臨時会を開催できますことを心から御礼申し上げます。

今年の桜は例年よりも早く、小中学校の入学式にはまさに花を添えるかのように満開を迎えました。周囲の山々も新緑の色を増し、凍霜害を心配いたしました。果樹園ではリンゴの花も咲き始め、田畑では田植の準備やコンニャクの植付け準備が始まりました。村の基幹産業であります農業も繁忙期を迎えております。

川場村においてのコロナウイルスワクチン接種は5月中旬に施設入所者から始まり、65歳以上の方の接種も5月30日からようやく開始されます。変異株による第4波とも言える感染者の増加により、5月4日には群馬県内の警戒レベルが4に引き上げられ、このことから村内体育施設等は閉鎖といたしました。

みなかみ町や片品村、また沼田市内でのクラスターが発生をし、県内でも利根沼田地域の発症例が激増しており、身近に迫りつつあるコロナウイルスに対し、今まで以上の感染対策を徹底しなければなりません。

さて、上宿原土地改良事業をはじめ、新拠点整備事業の土地造成工事が間もなく着工しようとしております。歴史の1ページを飾るこの事業を、議員各位をはじめ村民皆様と見守っていきたく存じます。

本臨時会の村からの提案案件は、工事請負契約の締結1件、専決処分の承認3件、その他1件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、臨時会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午後1時34分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において5番新木敏郎君、6番津久井俊雄君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る4月14日、議会広報特別委員6名から、一身上の都合により委員の辞職願が提出され、委員会条例第12条第2項の規定により、同月27日、これを許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

本日、副議長の角田宣治君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、日程第4、常任委員の選任を日程第5とし、以下順次繰り下げ、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたし

ました。

◎日程第4 副議長の辞職

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、角田宣治君の退場を求めます。

〔角田宣治君退場〕

○議長（小菅秋雄君） 職員に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小菅秋雄君） お諮りいたします。

角田宣治君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） よって、角田宣治君の副議長の辞職を許可することに決定されました。

角田宣治君の除斥を解きます。

〔角田宣治君入場〕

○議長（小菅秋雄君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程第5、常任委員の選任を日程第6とし、以下順次繰り下げ、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第5として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第5 副議長の選挙

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番細谷市衛君及び8番角田文雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票に当たっては、氏名まで記載するようお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小菅秋雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小菅秋雄君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（小菅秋雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。7 番細谷市衛君及び8 番角田文雄君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（小菅秋雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

有効投票 9 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち

新木敏郎君 8 票

細谷市衛君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3 票です。よって、新木敏郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小菅秋雄君） ただいま副議長に当選された新木敏郎君が議場におられます。本席から会議規則第3 3 条第2 項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、当選されました新木敏郎君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔副議長 新木敏郎君発言〕

○副議長（新木敏郎君） ただいま副議長という大役に仰せつかりました新木でございます。責任ある仕事に身の引き締まる思いでございます。

近年、川場村は非常に大きな成長を遂げています。これからもますます成長するよう、そして議会がスムーズに運営されるよう、そのようなことを願いながら一生懸命尽くしたいと思います。それから、執行部の方々、それから議員の各位、ご指導、ご協力賜りますよう心からお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） ここで、角田宣治前副議長より退任の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○9番（角田宣治君） 一言御礼の挨拶をさせていただきます。

2年前、皆様方にご支持をいただき副議長という大役を仰せつかり、自分なりには曲がりなりにも一生懸命頑張ってきたつもりでございます。執行部の皆さんと、また議員各位の皆さんには大変お世話になり、ご指導、ご協力を賜りまして務めることができました。一言御礼を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ここでしばらく休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時01分再開

○副議長（新木敏郎君） 会議を再開いたします。

これより議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいま議長の小菅秋雄君から議長の辞職願が提出されました。地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の席に着かせていただき、議事を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、日程第6、常任委員の選任を日程第7とし、以下順次繰り下げ、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（新木敏郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、日程第6として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第6 議長の辞職

○副議長（新木敏郎君） 日程第6、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小菅秋雄君の退場を求めます。

[小菅秋雄君退場]

○副議長（新木敏郎君） 職員に辞職願を朗読させます。

[事務局長朗読]

○副議長（新木敏郎君） お諮りいたします。

小菅秋雄君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（新木敏郎君） よって、小菅秋雄君の議長の辞職を許可することに決定されました。

小菅秋雄君の除斥を解きます。

[小菅秋雄君入場]

○副議長（新木敏郎君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、日程第7、常任委員の選任を日程第8とし、以下順次繰り下げ、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（新木敏郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、日程第7として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第7 議長の選挙

○副議長（新木敏郎君） 日程第7、議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（新木敏郎君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番角田宣治君及び10番小菅秋雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票に当たっては、氏名まで記載するようお願いします。

[投票用紙配付]

○副議長（新木敏郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「配付漏れなし」の声あり]

○副議長（新木敏郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（新木敏郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（新木敏郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」の声あり〕

○副議長（新木敏郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。9 番角田宣治君及び10 番小菅秋雄君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（新木敏郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

有効投票 9 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち

角田文雄君 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3 票です。よって、角田文雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（新木敏郎君） ただいま議長に当選された角田文雄君が議場におられます。本席から会議規則第33 条第2 項の規定によって当選の通知をいたします。

ここで、当選されました角田文雄君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔議長 角田文雄君発言〕

○議長（角田文雄君） 一言挨拶をさせていただきます。

ただいま議員の皆様からご推挙いただきまして議長に就任いたしました。何分にも不慣れでございますけれども、一生懸命頑張りたいと思います。

今、川場村は、小中一貫校の基本構想あるいは役場庁舎の移転とそれに伴う拠点構想の整備と、いろんな事業が山積しております。これに伴いまして、議員活動も一層の活動が要求されると思います。私も、こういった村づくりはもとより議員活動、これに一生懸命頑張る所存でございます。

議員の皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろ

しく願います。

○副議長（新木敏郎君） これをもって私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

角田文雄議長、議長席にお着き願います。

○議長（角田文雄君） これより議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願います。

ここで、小菅秋雄前議長より退任の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○10番（小菅秋雄君） 議長として2年間、大変お世話になりました。議員の皆さんにおかれましてはご理解とご協力をいただき、全うすることができました。また、事務局サイドにおかれましてはご指導、ご鞭撻をいただき、何ら不備もなく全力投球で会議に臨めましたことにも感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

川場村の発展、そして川場村議会のさらなる向上を目指していただけますことをご祈念申し上げ、辞任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に常任委員、議会運営委員及び議会広報特別委員の選任のため全員協議会を開きますので、特別委員会室へお集まりください。

午後2時16分休憩

午後2時58分再開

○議長（角田文雄君） 会議を再開いたします。

◎日程第8 常任委員の選任

○議長（角田文雄君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長において指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

各常任委員会別に指名いたします。

総務文教常任委員会 黒田まり子さん、飯塚貞次君、角田宣治君、細谷市衛君、角田文雄。

産業振興常任委員会 星野孝之君、丸山敏雄君、津久井俊雄君、小菅秋雄君、新木敏郎君。

以上のとおり指名いたします。

◎日程第9 議会運営委員の選任

○議長（角田文雄君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

議会運営委員の指名をいたします。

議会運営委員に黒田まり子さん、星野孝之君、細谷市衛君、飯塚貞次君。

以上のとおり指名いたします。

◎日程第10 議会広報特別委員の選任

○議長（角田文雄君） 日程第10、議会広報特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長において委員数を6名から5名に変更し指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員に角田宣治君、丸山敏雄君、津久井俊雄君、黒田まり子さん、新木敏郎君の5名を指名いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に、委員長、副委員長の互選のため、委員会条例第9条第1項の規定により議会広報特別委員会を招集します。委員は第2会議室にお集まりください。

午後3時04分休憩

午後3時18分再開

○議長（角田文雄君） 会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会広報特別委員会は、委員長に丸山敏雄君、副委員長に津久井俊雄君と決定いたしました。

以上で、委員長及び副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎日程第11 議案第41号 工事請負契約の締結について（令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事）

○議長（角田文雄君） 日程第11、議案第41号 工事請負契約の締結について（令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第41号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事につきまして、角屋工業株式会社と5,830万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号 工事請負契約の締結について（令和3年度農地耕作条件改善事業上宿原地区ほ場整備工事）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（角田文雄君） 日程第12、議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案説明を申し上げます。

令和3年3月15日月曜日午前中、強風により川場村文化会館建物の屋根から瓦が落下し、文化会館北側駐車場に駐車していた■■■■氏所有の自家用車の左側後部のドア及び窓ガラス等が破損する事故が発生いたしました。

今回の損害賠償額について、車両所有者■■■■氏との交渉の結果、同意が得られたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案し、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償額については、川場村が加入する全国町村会総合賠償保険にて全額支給されることを申し添え、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度川場村一般会計補正予算（第1号））

○議長（角田文雄君） 日程第13、承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度川場村一般会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第1号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,497万6,000円とするものであります。

歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,400 万円を追加して計上いたしました。

歳出は、7 款商工費 2 目観光費で、補正予算の全額 2,400 万円を追加計上いたしました。道の駅川場田園プラザビールレストラン前ウッドデッキ及びそば処屋外テント整備工事に係る費用で、ともに 3 密対策の工事となります。ゴールデンウィークを控え、大勢の観光客の受皿として整備するものであり、議会臨時会を招集するいとまがなく専決処分としたところであります。

今回の補正予算について、ご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 3 年度川場村一般会計補正予算（第 1 号））の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第 1 号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第 1 4 承認第 2 号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）

○議長（角田文雄君） 日程第 1 4、承認第 2 号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第 2 号 専決処分の承認について説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和 2 年 1 2 月 2 1 日に令和 3 年度税制改正の大綱が閣議決定され、同年 3 月 2 6 日可決成立したことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令等がそれぞれ令和 3 年 3 月 3

1日に公布され、原則同年4月1日から施行されることから、川場村税条例等の改正を行う必要があり専決処分をしたものであります。

改正の主なものは、土地に関する固定資産税については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担軽減に配慮する観点から令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置くこととなります。また、車体課税では、環境性能割の税率を1%分軽減する措置の適用期限を9か月間延長すること等、その他関連する法律の改正に伴い条項の整備等を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第3号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事の請負契約の変更）

○議長（角田文雄君） 日程第15、承認第3号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事の請負契約の変更）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事として、令和2年12月15日に古河産機システムズ株式会社コントラクタ本部と4億5,380万5,000円で請負契約を締結しました。

（仮称）姥堂大橋には照明器具が3基計画されており、照明アンカー工事など別の工事で予定をしておりましたが、現場の施工性を考慮した結果、本工事に追加施工したこと等により契約金額を増額し変更請負契約を締結いたしました。

議会臨時会を招集するいとまもなく、専決処分とさせていただいたところでございますが、趣旨をご理解いただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事の請負契約の変更）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第16 字句等の整理委任について

○議長（角田文雄君） 日程第16、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（角田文雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。
村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

また、本臨時会において、議長及び副議長の選挙、議会の委員会委員の選任が行われ、ますます議会運営が円滑に進められることとご期待を申し上げます。

小菅前議長におかれましては、長年議長としてご尽力いただき、そのご労苦に対しまして御礼と感謝を申し上げます。

今後は、角田文雄議長、新木敏郎副議長の下、活発な議会運営が展開され、川場村議会がますます発展されますことをご期待申し上げるとともに、二元代表制の一翼を担う機関として、議会改革と活性化を推し進め、より住民に開かれた村議会となりますよう、ご祈念申し上げます。

議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からお願い申し上げ、本臨時会の閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（角田文雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会において、議会の組織構成、工事請負契約の締結、専決処分の承認等、議員各位のご協力によりまして全ての案件が滞りなく議了の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、川場村民の負託に応えるため、川場村民ありきの議会活動、議員活動を議員一丸となって残り2年間の任期を全身全霊を傾け、邁進してほしいと願ってやみません。

また、村長はじめ執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（角田文雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第2回川場村議会臨時会を閉会いたします。

午後3時38分閉会